

理事長	事務所	受付者

様式10 (管理規約第17条第1項・第22条第2項・第31条)

専有部分修繕等・窓ガラス等改良工事申請書および工事申請書  
及び承認・不承認通知書

年 月 日

申 請 書

デュオ柏原管理組合法人 理事長 様

号室 (区分所有者名) \_\_\_\_\_ 印

専有部分の修繕等・窓ガラス等改良工事を実施したいので、管理規約第17条第1項第一号・第22条第1項の規程に基づき下記のとおり申請します。

記

1 対象住戸 \_\_\_\_\_ 棟 \_\_\_\_\_ 号室

2 工事内容

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

3 工事期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで  
工事時間帯は、午前9時から午後5時までとし、土曜、日曜、祝日及び年末年始は工事を休みます。

4 施工業者 (住所・業者名・担当者・電話番号)

\_\_\_\_\_

5 添付書類

設計図 仕様書 工程表

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

..... 承認・不承認 通知書 .....

年 月 日

上記申請の専有部分の修繕工事について、次の通り通知します。

(承認・不承認のいずれかを○で囲む)

● 承認 次の条件により、実施してください

1. 申請と異なる工事を実施する場合、再度申請し承認を受けた後、工事を実施すること。
2. 工事着手前に、掲示板に掲示し、居住者への通知を行うとともに、万一クレームが発生した場合は、いったん工事を中止し、誠意をもって解決の上工事を再開すること。
3. 工事期間中は、所定の掲示場所に、工事内容・期間・工事責任者名・連絡先等必要事項を掲示すること

● 不承認 理由

\_\_\_\_\_

(注) 1. 工事着工予定の10日前までに理事長に届け出てください。

2. 記載された内容は、管理組合の業務に必要な範囲以外では利用しません。